

## おきぎんベストパートナーサービス規定

### 1.(パーソナルコンピュータ・電話機等の端末機による照会サービス)

(1) 依頼人自らが占有・管理するパーソナルコンピュータ・電話機等の端末機(以下「端末機」といいます。)による照会サービスは、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)からの端末機による依頼にもとづき、あらかじめ指定された照会対象預金口座の入出金明細、振込入金明細、残高等の照会を行う場合に利用することができるものとします。

ただし、当行キャッシュカードをお持ちの方は、その預金口座に限りあらかじめ指定せずに残高照会を利用することができるものとします。

#### (2)照会サービスの受付等

①照会サービスにより照会する場合は、当行が定めた番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を端末機のキーボードより操作してください。

②当行で受信した照会対象預金口座の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号が、届出の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号と一致した場合は、送信者を依頼人とみなし、応答いたします。

③すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消いたします。

### 2.(端末機による振込・振替サービス)

(1)端末機による振込・振替サービスは、依頼人からの端末機による依頼にもとづきあらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払口座」といいます)より、ご指定金額を引落としのうえ、あらかじめ依頼人が指定した預金口座(以下「入金口座」といいます)へ入金する場合に利用することができるものとします。

(2)端末機による依頼は、依頼人があらかじめ届出た電話番号の端末機を使用して送信してください。

(3)入金口座への入金、次の各号の方法で取り扱います。

①支払口座と入金口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。

②支払口座が入金口座と異なる店舗にある場合、または入金口座と支払口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

### 3.(振込・振替サービスの受付等)

(1)振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を端末機のキーボードより操作してください。

(2)本サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額(以下「振込・振替金額」といいます。)は、あらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。

(3)当行で受信した照会対象預金口座の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号が、届出の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号と一致した場合は、送信者を依頼人とみなします。

(4)ご依頼の内容については、当行が確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が暗証番号の一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5)ご依頼の内容が確定した場合、当行は、支払口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振替または振込の手続きをいたします。

(6)支払口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・カードおよび払い戻し請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

(7)以下の各号に該当する場合、振替・振込サービスのお取扱いはできません。

①振替金額または振込金額が支払口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

②支払口座、あるいは入金口座が解約済のとき。

③依頼人から支払口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

④差押等やむを得ない事情があり当行が支払いを不相当と認めたとき。

(8)振替取引において、入金口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引の支払口座へ戻し入れます。なお振替取引において、入金口座への入金ができない場合には、「組戻し」手続きにより処理します。

#### 4.(端末機による連絡サービス)

(1)端末機による連絡サービスは、依頼人からあらかじめ指定された依頼人名義の預金口座の取引内容を指定された連絡方法で通知するものとします。

①ご使用の端末機について、「自動着信」が指定されている場合には、ご指定の電話番号をコールし自動的に連絡いたします。

②端末機が「手動切替」で、連絡確認方法について「暗証番号方式」が指定されている場合、当行で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合に、連絡いたします。

③端末機が「手動切替」で、連絡確認方法について「準備確認方式」が指定されている場合には、暗証番号を省略して連絡いたします。

④ダイヤルホン回線を使用している端末機については、「自動着信」を指定した場合のみご利用できます。

#### 5.(端末機によるデータ伝送サービス)

(1)端末機によるデータ伝送サービスを利用する場合は、当行との間で別に締結する

「データ伝送サービス利用申込書」の定めにしたがうものとします。

(2) 当行が受信したセンター確認コード・パスワードおよびファイルアクセスキーが、届出のセンター確認コード・パスワードおよびファイルアクセスキーと一致した場合は、当行は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。

#### 6.(手数料)

(1) 本サービスの利用に際しては、当行所定の基本手数料をいただきます。

基本手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

(2) 本サービスによる振込・振替サービスおよびデータ伝送サービスの利用および第3条第8項に規定する「組戻し」の取扱いに際しては当行所定の手数をいただきます。ただし、その支払いについては、当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。

#### 7.(サービスの利用時間)

端末機を利用した照会サービス、振替・振込サービスおよびデータ伝送サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。

#### 8.(取引内容の確認等)

(1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、当座預金入金帳等への記入、または別途送付する出入記入表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちに、その旨をお取引店にご連絡下さい。

(2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行との間で、疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 9.(災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。

② 当行の責によらない通信機械、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話が不通となった場合。

なお、確認コードを送信された後に、回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、取扱い内容をお取引店に確認するか、または、障害回復後に、資金移動内容照会でご確認ください。

#### 10.(届出事項の変更)

(1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。

(2) 前項の届出前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送

付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 11.(反社会的勢力との取引拒絶)

本サービスの利用契約は、第12条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

#### 12.(解約等)

(1)本サービスの利用契約(以下「この契約」といいます。)は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2)当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3)依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行は依頼人に通知することなく契約を解約することができます。

①支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき。

④六ヶ月以上にわたり、本サービスの利用が発生しない場合。

(4)この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

(5)第1項の他各号の一にでも該当し、申込人と取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用契約を停止し、または申込人に通知することによりベストパートナー申込みを解約することができるものとします。

①申込人が本サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②申込人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③申込人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

#### 13.(関係規定の適用・準用)

- (1)この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定、当座貸越約定書により取扱います。
- (2)振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

#### 14.(契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して一年間とし、依頼人または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から一年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

#### 15.(規定の変更)

- (1)本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとし、
- (2)前項によるこの本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3)前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとし、

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)